

高知県教育委員会 会議録

平成29年8月定例委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成29年8月23日(水) 16:00

閉会 平成29年8月23日(水) 16:50

(2) 教育委員会出席者及び欠席者の氏名

出席者	教育長	田村 壮児
	教育委員	平田 健一
	教育委員	竹島 晶代
	教育委員	八田 章光
	教育委員	中橋 紅美
	教育委員	木村 祐二

(3) 高知県教育委員会会議規則第8条、第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	北村 強
〃	教育次長	藤中 雄輔
〃	教育次長	永野 隆史
〃	参事兼小中学校課長	長岡 幹泰
〃	教育政策課長	酒井 啓至
〃	教職員・福利課長	坂田 省吾
〃	教職員・福利課企画監	山脇 聡美
〃	学校安全対策課長	中平 文男
〃	幼保支援課長	溝渕智栄子
〃	高等学校課長	高岸 憲二
〃	高等学校課企画監	山岡 正文
〃	特別支援教育課長	橋本 典子
〃	生涯学習課長	森 克仁
〃	新図書館整備課長	国則 勝英
〃	文化財課専門企画監	廣田 佳久
〃	保健体育課長	山本 儀浩
〃	人権教育課課長	西内 清
〃	教育センター所長	上岡 美保
〃	教育政策課課長補佐	泉 千恵
〃	教育政策課教育企画担当チーフ	津野 哲生 (会議録作成)
〃	教育政策課指導主事	小島 丈晴 (会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

【冒頭】

- 教育長 8月定例委員会を開催する。
- 教育次長 (提案説明)
- 教育長 付議第2号及び専決処理報告第1号は個人に関する情報を含む議案のため、非公開の取り扱いとする。
賛成の委員は挙手をお願いする。
- 各委員 全員挙手
- 教育長 それでは、付議第2号及び専決処理報告第1号を非公開の取扱いとする。

【報告事項第1号 平成30年度県立高等学校及び県立特別支援学校高等部用教科書採択について(高等学校課・特別支援教育課)】

○高等学校課長 説明

○質疑

八田委員	高等学校が毎年選定するのか。
事務局	毎年である。
八田委員	そうすると、来年30年度分は、教科書そのものは基本的に替わってなくて、ほとんどの学校はそのままであると考えてよいか。逆に何か変更はあるか。
事務局	ほとんどの学校が替わっていないが、教科書が改訂をされると改訂版になっていくので、それぞれ使用していた教科書が改訂されると改訂教科書に替えるということが主な変更点になる。 学校によっては、年ごとに教育課程を変更して、学年をまたぐ、あるいは学年を変更するときに教科書も変更をするというケースがある。そういった場合には、年年で教科書を変更していくということになる。
八田委員	具体的に30年度で変更するという学校は特にないか。
事務局	替わっている学校もある。お伝えしたように、特に教科書の改訂が行われた教科書、数学Ⅱや英語表現Ⅱでは、一定の教科書の改訂が行われており、その教科書改訂が行われたものに替わっていくという形になる。
八田委員	タイトルでいうと改訂版のような形で出るのか。

事務局	例えば改訂版や新訂版のような教科書がそうである。
八田委員	学校として意図的に替える訳ではなく、むしろ教科書が改訂されたということではどうか。
事務局	そうである。
八田委員	学校側が意図的に教科書を変更したいということは、特にないか。
事務局	30年度については、特に大きく教科書を大幅に変更するという学校はない。

【付議第1号 高知県立特別支援学校の小学部及び中学部において使用する教科用図書の採択に関する議案（特別支援教育課）】

○特別支援教育課長 説明

○質疑

八田委員	道徳の教科書を選ぶ場合に、デジタル教科書であるとか、ほかのメディアに提供されるかどうか結構ポイントだと思うが、デジタル教科書は無償でもらえるものか、別にまた買わなければならないのか。
事務局	無償である。
八田委員	そうすると、採択すればこの会社がデジタル教科書もくれるということか。
事務局	デジタル教科書は、ただ単にその資料のデータとして拡大・縮小ができるようなものということになれば、学校に無償で提供してもらえることがある。 それから、聴覚障害者の協会等が作っているデイジーというものがあるが、デイジーになると、パソコンにダウンロードするにはお金はかからないが、契約をしてCDでもらうことになると、別途お金がかかるということになる。その場合、教科書を二つ取ることはできないため、個人負担ということになってくるのではないかと思う。
八田委員	視覚障害のいわゆる点字教科書が発行されるという場合は、その児童には、点字教科書はもらえるということか。
事務局	点字教科書がある場合は、点字教科書を希望することができるが、点字ではなく、墨字と言われる普通の教科書もちろんもらえる。あと、拡大教科書がよい場合は拡大教科書を希望することはできる。ただ、全てのものについて点

	<p>字があるとか、その拡大教科書がすぐにということではない。拡大教科書は比較的あるが、点字については、今回の検定教科書は、この出版社のものを点字にするということが決まっている。</p>
八田委員	<p>決まっているというのは、選ばれるということか。</p>
事務局	<p>学校が選ぶということではなく、文部科学省で今回のもの、例えば、この4年間に使う検定済教科書については、この教科についてはこの出版社のものを点字版とするというのが決まっているため、必ずしもこちらが使いたい教科書が点字になっているかというところではなく、どうしても点字でなければならぬ場合は、その点字の教科書を採用していくことになる。</p> <p>今回は、点字のない教科書を採用することになっているのは、点字を使っている生徒がほとんどいないという現状があり、その中で、盲学校の場合は、点字が発行されていない教科書を採用希望しており、点字でなくても大丈夫である、あるいは学校の中で少し教材を作ったりすることで点字のものを生徒に提供できると考えている。</p>
中橋委員	<p>複合的な障害のある生徒で、その障害によって教科書も違うのか。</p>
事務局	<p>盲学校に在籍している生徒は、視覚障害の学校用として採択した教科書を使ってもらい、肢体不自由の生徒の場合は、肢体不自由の学校用として採択したものを、それぞれの学校に在籍している生徒はその採択したものを使うことになるが、重複障害のある生徒の場合は、知的障害を伴う場合、ほとんどが一般図書になるので、そちらの方を使うことになる。知的障害でない障害が複合的にある場合は、採択としては無償給与になるのは、その学校で採択したものになるが、副読本であるとか、色々な形で配慮をしていくということになる。</p>
教育長 各委員 教育長	<p>本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。</p> <p>全員挙手</p> <p>本事件を原案のとおり議決する。</p>

【付議第2号 平成30年1月高齢者叙勲候補者推薦議案（保健体育課）】

○保健体育課長 説明

○質疑

	<p>【非公開議案】</p>
教育長 各委員 教育長	<p>本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。</p> <p>全員挙手</p> <p>本事件を原案のとおり議決する。</p>

【専決処理報告第1号 平成29年秋の叙勲候補者（教育功労）の推薦者の取り下げに関する専決処理報告（教職員・福利課）】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

	【非公開議案】
教育長	本専決処理報告を承認する委員は挙手をお願いします。
各委員	全員挙手
教育長	本専決処理報告を承認する。

(5) 議決事項

付議第1号から第2号 原案どおり議決
専決処理報告第1号 承認